

## 新佐久市誕生20周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新佐久市誕生20周年にあたり、事業の名称に記念事業である旨を冠として付して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に実施する事業で、次の各号に該当する事業を対象とする。

(1) その目的及び内容が新佐久市誕生20周年記念事業の趣旨及び目的並びに基本方針に即した事業

(2) 市民等を参加対象とし、開催場所が市内である事業

2 前項の規定に関わらず、新佐久市誕生20周年記念事業及び佐久市の魅力を周知する事業で、新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）会長（以下「会長」という。）が特に認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、冠事業の対象としない。

(1) 法令及び公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業

(2) 政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業

(3) 特定の個人又は団体の営利若しくは宣伝のみを目的とする事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が著しく不適當であると認める事業

(冠の名称)

第3条 冠の名称及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「新佐久市誕生20周年記念事業」 20周年を記念して新規に実施する事業

(2) 「新佐久市誕生20周年記念」 継続事業であっても20周年を記念して内容を充実させて実施すると認められる事業

(3) 「祝 新佐久市誕生20周年」 前2号に掲げるもの以外の事業

(4) 「新佐久市誕生20周年記念プレイベント」 記念事業に先立って行う事業

(事業の申請等)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、新佐久市誕生20周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、佐久市及び佐久市が出資する法人が主催する事業については、この限りでない。

(事業の承認等)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった事業について内容を審査し、承認の可否を決定し、新佐久市誕生20周年記念冠事業承認・不承認決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した冠事業には、次の各号に掲げる事項について認可するものとする。

(1) 事業の名称への冠称の使用

(2) ロゴマーク、キャッチフレーズの使用

3 前項各号の認可のほか、実行委員会等から金銭等の供与は行わない。

(事業中止等の届出)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、速やかに会長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消)

第7条 第5条第1項の規定により承認した冠事業が、第2条の規定を満たすものでないことが判明した場合は、会長は、承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消により、事業者に損害が生じた場合であっても、実行委員会は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第8条 事業者は、冠事業終了後30日以内に、新佐久市誕生20周年記念冠事業実績報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(紛争等の解決)

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争等が生じた場合は、事故の責任と費用負担において解決するものとし、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(冠事業の取扱いに関する事務)

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、実行委員会事務局が担当するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月23日から施行する。